

5 障がいのある子どものために

障がいのある子どもや保護者の方を対象とした制度を紹介します。
各種サービスのご利用については、担当課へご相談ください。

1 障害者手帳

●身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。

手帳は、障がいの程度により1級から6級までの等級があります。

◆内 容

障がいの部位、等級により受けられるサービスが異なります。

- ・医療費の助成
- ・交通機関の運賃割引
- ・税の軽減
- ・特別児童扶養手当の支給
- ・補装具の交付・修理、日常生活用具の給付
- ・障害者総合支援法による障がい福祉サービスの給付など

◆対 象 者

視覚、聴覚、平衡感覚、音声機能、言語機能、そしゃく機能に障がいがある者、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能に永続する障がい、肝臓機能障がいがある人で、身体障害者福祉法別表に該当する方

◆必要書類

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・指定医師による診断書・意見書
- ・写真（縦4cm×横3cm 正面脱帽）
- ・マイナンバーがわかるもの（通知カード、マイナンバーカード等）

●療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある方に、一貫した療育、援助を行うとともに、様々な福祉サービスを受け易くすることを目的とするものです。

手帳は、障がいの程度によりA1、A2、B1、B2に区分されます。

◆内 容

補装具の交付・修理を除き、ほぼ身体障害者手帳と同じです。

◆対 象 者

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された方

◆必要書類

- ・療育手帳交付申請書
- ・写真（縦4cm×横3cm 正面脱帽）
- ・診断書（18歳以上の申請者）
- ・マイナンバーがわかるもの（通知カード、マイナンバーカード等）

【問い合わせ先】
保健福祉課
福祉係
TEL 27-1111
内線 123



●精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神に一定の障がいの状態がある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。

手帳は、障がいの程度により、1級から3級までの等級があります。

◆内 容

- ・手帳の等級に応じて税制上の優遇措置を受けることができます。
- ・障害者総合支援法による障がい福祉サービスの給付など

◆対 象 者

精神障がいをもつ人で、その状態が政令で定める障がいの状態と認められた方

◆必要書類

- ・障害者手帳申請書
- ・医師の診断書
- ・写真（縦4cm×横3cm 正面脱帽）
- ・マイナンバーがわかるもの（通知カード、マイナンバーカード等）

【問い合わせ先】

保健福祉課
福祉係
TEL 27-1111
内線 123

② 手当・その他の給付

●特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童の福祉増進を図るための制度です。

- ### ◆対 象 者
- 重度若しくは中程度の身体障がい者又は知的障がい者、精神障がい者である20歳未満の児童を監護している父母又は養育者

◆支 給 額

令和6年4月

区 分	月 額
1級該当児	55,350円
2級該当児	36,860円

※ ただし、児童福祉施設（通園施設は除く）等に入所しているときは受けられません。また、所得制限があります。

◆持 ち 物

- ・戸籍謄本（請求者及び児童）
 - ・所定の診断書
 - ・請求者名義の預金通帳
 - ・あれば身体障害者手帳、療育手帳。
 - ・マイナンバーがわかるもの（通知カード、マイナンバーカード等）
- ※ 転入者は、前住所地発行の最新の所得課税証明書が必要です。

【問い合わせ先】

保健福祉課
福祉係
TEL 27-1111
内線 123



●特別障害者手当・障害児福祉手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者、または20歳未満の重度障がい児（病院又は診療所に継続して3か月以上入院している方を除く）の福祉の向上を図るための制度です。

◆**対象者** 概ね1級又は2級程度の障がい重複された方、または同程度以上の方で所得が一定の額を超えない方

◆**支給額** 令和6年4月

区 分	月 額
特別障害者手当	28,840 円
障害児福祉手当	15,690 円

◆**持ち物**

- ・身体障害者手帳、療育手帳
- ・戸籍謄本
- ・住民票
- ・認定診断書
- ・印鑑
- ・障がい者、障がい児名義の預金通帳
- ・マイナンバーがわかるもの（通知カード、マイナンバーカード等）

※ 転入者は、前住所地発行の最新の所得課税証明書が必要です。

●重度心身障害者福祉年金

在宅で生活する重症心身障がい児者の福祉の増進を図るための制度です。

◆**対象者** 在宅で生活し、常時介護を必要とする重度の障がいをお持ちの方（特別障害者手当、障害児福祉手当受給者程度）

◆**支給額** 年額 48,000 円（9月末、3月末の2回に分けて支給）

●心身障害者扶養共済（県）

心身障がい者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している保護者が死亡したときや著しい障がいを有する状態となったときに年金が支給されます。

◆**対象者** 心身障がい者の保護者

◆**掛 金** 加入者の年齢により、1口 9,300 円～23,300 円
（2口まで加入できます。）

長野県版『わたしの成長・発達手帳』活用のサポート

長野県では、平成28年に『わたしの成長・発達手帳』を作成しました。これは、生まれてから大人になるまで使える発達に特性がある人の様々な情報をまとめておくための手帳です。

ご本人やご家族の基本的な情報、成長と発達の様子、保育園・学校等や家庭での様子、健康状態、まわりの環境などを書き込み、成長や発達の様子を記録します。長野県公式ホームページでダウンロードできます。

下諏訪町では、この手帳をお渡しし、活用するためのサポートを行っています。

詳細は、せせらぎ園（27-3398）へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

保健福祉課

福祉係

TEL 27-1111

内線 123



③ 医療費の助成

●障がい児(者)の医療給付

一定以上の障がいのある方が医療機関を受診された場合、医療費の保険診療自己負担額の一部を助成します。対象者には申請により「福祉医療費受給者証」が交付されます。

- ◆対象者 ①身体障害者手帳1、2、3級の該当者
②療育手帳A1、A2、B1の該当者
③国民年金法施行令別表1級9号～11号の該当者
④精神障害者保健福祉手帳1級、2級の該当者
(通院のみ対象)
⑤特別児童扶養手当1級、2級の該当者
- ◆手続き 住民環境課 国保年金係で申請手続きをしてください。
- ◆持ち物 加入している保険が確認できるもの(健康保険証、マイナンバーカードなど)身体障害者手帳等、預金通帳

【問い合わせ先】

住民環境課
国保年金係
TEL 27-1111
内線 138

●自立支援医療(18歳以上の方更生医療・18歳未満の方育成医療の給付)

身体上の障がい除去したり、障がいの程度を軽くするために必要な医療を受けることができます。有効期限は原則として認定された日から3か月です。長期に及ぶ場合については最長1年以内になります。

- ◆対象者 視覚障がい者・聴覚障がい者・音声言語等障がい者
肢体不自由者・内部障がい者
- ◆手続き 保健福祉課 福祉係で申請手続きをしてください。
- ◆費用 指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則自己負担になります。※世帯の所得や疾病等に応じて月額自己負担上限額を定めています。

【問い合わせ先】

保健福祉課
福祉係
TEL 27-1111
内線 123

●自立支援医療(精神障がい者の通院医療費の公費負担)

精神障がい者が医療機関で精神障がいの医療を受診した場合、通院医療に要する費用の9割について、医療保険者と公費で負担します。(保険を優先適用)

- ◆対象者 精神疾病により通院治療を受けている方
- ◆持ち物
 - ・自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
 - ・自立支援医療診断書(精神通院)
 - ・健康保険証
 - ・所得証明書(※転入のみ)
 - ・年金額のわかるもの
 - ・マイナンバーがわかるもの(通知カード、マイナンバーカード等)
- ◆手続き 保健福祉課 福祉係で申請手続きをしてください。
※ 公費負担の単独申請をする場合、公費負担と精神障害者保健福祉手帳の同時申請する場合、又すでに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合と申請方法が異なりますので、町保健福祉課福祉係へお問い合わせください。更新は1年ごとで、有効期限の3か月前から申請できます。
- ◆費用 指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則自己負担になります。
※ 世帯の所得や疾病等に応じて月額自己負担上限額を定めています。

【問い合わせ先】

保健福祉課
福祉係
TEL 27-1111
内線 123

④ 障がい者福祉制度

●障がい福祉サービス

平成25年4月から障害者総合支援法により、どの障がいの人も共通のサービスを地域において受けられるようになりました。利用者負担についても、所得に応じた負担（応能負担）から、1割の定率負担（応益負担）となり、月額負担上限額の設定や、所得の低い方に対する減額など、様々な配慮がなされた制度となっています。

◆手続き 保健福祉課 福祉係に相談をしてください。

◆介護給付 障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

◆内 容 ①訪問系サービス

在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービス

②日中活動

入所施設等で昼間の活動を支援するサービス

③通所系サービス

施設に通い、お子さんの自立やご家庭の支援を行うサービス

④入所系サービス

施設に入所し、お子さんに対し生活の場と自立支援を提供するサービス

【問い合わせ先】

保健福祉課
福祉係
TEL 27-1111
内線 123

サービス区分	介護項目	内 容
① 訪問系 サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の支援をします。
	同行援護	移動に困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、ご本人に同行し移動に必要な情報の提供の他、必要な援助を行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する時必要な介助や外出時の移動の支援などをします。
	重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
② 日中活動	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話をします。
	短期入所 (ショートステイ)	家で介護などを行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
③ 通所系 サービス	児童発達支援 (事業・センター)	通所により心身の発達が心配なお子さんの集団生活に向けた指導及びご家族への支援を行います。センター事業は、通所に加え、地域でお子さんが生活できるよう支援します。
	医療型児童発達支援 (センター)	通所による支援と同時に、医療の提供を行います。また、地域の中でお子さんが生活できるよう支援します。
	放課後等デイサービス	通学中の障がい児に、放課後や長期休業(春休み・夏休み)の居場所及び生活能力を高める訓練の場を提供し、自立を支援します。
	保育所等訪問支援	保育所等利用を検討中、または利用中の障がい児に対し、療育の有識者が園に訪問し、集団生活がスムーズにできるよう支援します。
④ 入所系 サービス	福祉型障害児入所施設	児童相談所や医師の判断で、療育の必要性または養育困難な環境が認められたお子さんに生活の場を提供し、自立に向けた支援を行います。
	医療型障害児入所施設	福祉型入所施設の支援に加えて、医療の提供を行います。

●地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する事業を実施します。

【問い合わせ先】
保健福祉課
福祉係
TEL 27-1111
内線 123

(1) 相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。町では、諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」と連携し相談に応じます。

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。利用にかかる費用は無料です。

- ◆対象者 町内に居住又は勤務する聴覚障がい者等で、社会生活を営む上で著しく支障がある方
- ◆手続き 派遣する前に申請書等の提出が必要です。
- ◆費用負担 無料

(3) 日常生活用具給付等事業

在宅生活を営む障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

障がいの内容や程度により、特殊寝台、入浴補助用具など日常生活用具の給付を行っています。

- ◆対象者 各用具で定められている障がい部位や手帳等級等の要件を満たす方
- ◆費用負担 給付限度額又は見積り額から町民税課税世帯は1割を自己負担、生活保護世帯及び町民税非課税世帯は無料となります。
- ◆手続き 購入する前に申請書等の提出が必要です。



(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより、障がい者等の地域における自立生活及び社会参加を促します。

◆内 容 登録事業所から時間単位で移動支援を受けることができます。サービスの利用限度時間は、有効期間内において1人300時間を限度とします。利用できるのは、次のとおりです。

- ①公的機関及び医療機関に行く場合
- ②保護者の出産、病気等の理由で一時的に支援が必要な場合
- ③その他外出が障がい者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇
- ④生活等の社会参加のための外出であると町長が特に必要と認めた場合

※ 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期に渡る外出及び社会通念上適当でないと考えられる外出であると町長が認めた場合は、利用できません。

◆対象者 身体障害者手帳又は、療育手帳又は、精神保健福祉手帳所持者で障害者総合支援法に基づく介護給付において、移動支援に相当するサービスを受給していない方

◆費用負担 町民税課税世帯は1割を自己負担（月額上限負担額37,200円）生活保護世帯及び町民税非課税世帯は無料

◆手続き 事前に申請書等の提出が必要です。

(5) 地域活動支援センター

障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図り、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

◆内 容 心身障がい者等に就労又は技能訓練の機会を提供し、社会生活への適応性を高めるための各種相談や作業訓練などを通し通所の方法により行います。精密部品のネジ取付け作業等を通し訓練を受けています。

◆対象者 身体障がい者（児）、知的障がい者（児）

◆設置場所 下諏訪町 5288-1 電話：28-9850

◆費用負担 無料

◆手続き 保健福祉課 福祉係へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

保健福祉課
福祉係
TEL 27-1111
内線 123



▲地域活動支援センター

(6) 社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者の社会参加を促進します。町では、諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」と連携し、スポーツ体験講座の開催や芸術・文化講座等の開催について、広報「クローズアップしもすわ」や「オアシス通信」などのチラシ・パンフレットにより情報を発信しています。

(7) 声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な方へ広報「クローズアップしもすわ」をボランティアサークル「やまびこの会」の協力により声の広報として送付しています。



諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス

諏訪地域6市町村が出資し、各福祉関係団体によって構成されている運営委員会によって、運営・実施されています。

家庭生活や学校、職場などでお困りの障がい者とそのご家族、また関係者等の相談をお聞きして、各専門の相談員、コーディネーターが問題解決に取り組む相談支援事業、障がいのある方の社会参加を促す活動や、ボランティア等人材の育成を行う社会参加支援事業を行っています。

▶ スタッフ

- ・ 相談支援専門員（障がい児・身体・知的・精神・難病等）
- ・ 発達障がいサポートマネージャー
- ・ 地域生活拠点コーディネーター
- ・ 地域移行コーディネーター
- ・ 医療的ケア児コーディネーター



◆対象者 諏訪地域にお住まいの障がい者およびご家族、関係者

◆利用時間 月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分
※日曜、祝日、毎月第3月曜、年末年始（12/29～1/3）休館

◆住所 〒392-0024
諏訪市小和田 19 番3号
諏訪市総合福祉センター内

◆連絡先 TEL 54-7713（代表）
TEL 54-7363（相談支援）
FAX 54-7723

<http://www.suwa-oasis.jp/index.html>

◆アクセス

- 【車】諏訪ICより約15分（6km）
- 【電車】JR中央線 上諏訪駅下車徒歩約15分
- 【バス】同駅西口より かりんちゃんバス
（市内循環線 外回り）約5分



5

障がい者福祉サービスの情報提供

私たちの地域にはどんなサービスがあるのだろうか？ という声に答えるため、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会が製作したガイドブック等をご活用ください。



◀ 障害福祉サービス
利用ガイドブック

▶ 発達障害のある子と
保護者のための
子育て支援マップ in 諏訪



ガイドブック等のお求めは
諏訪圏域障がい者総合支援センター
オアシスへお問い合わせください
電話 54-7713（代表）

●その他の障がい児（者）支援事業

【問い合わせ先】
保健福祉課
福祉係
TEL 27-1111
内線 123

(1) タイムケア事業

登録介護者から時間単位で介護を受けることができます。サービスの利用限度時間は、有効期間内において、1人300時間を限度とします。

- ◆対象者 在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児及び重度身体障がい児で、家族の方（介護者の方）が冠婚葬祭などで一時的に介護ができない場合。
- ◆費用負担 利用料については無料。ただし、サービスの利用中にかかった飲食代その他の実費については、利用者の負担となります。
- ◆手続き 事前に申請書等の提出が必要です。

(2) 補装具の交付・修理

障がいのある方の内容や程度により、車いすや補聴器、義手、義足などの補装具の交付及び修理を受けることができます。

- ◆対象者 身体障害者手帳を所持する身体障がい児（者）。ただし、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は、支給対象外です。
- ◆費用負担 生活保護世帯及び町民税非課税世帯については無料とし、町民税課税世帯については1割を自己負担（上限負担額37,200円）、9割を町が負担します。
- ◆手続き 事前に申請書等の提出が必要です。

(3) 住宅改良助成

重度の身体障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう、浴室、居宅、便所等を整備改善する場合にその費用について助成します。

- ◆対象者 65歳未満の方で、身体障がい者（身体障害者手帳1～3級所持者）ただし、4～6級所持者については独居又は常時介護する者がいない者とする。前年の所得税額の合計額が8万円以下の世帯。
- ◆助成額 63万円を限度額として助成します。
- ◆手続き 事前に申請書等の提出が必要です。

(4) NHK放送受信料の減免

◆対象者・減免額

①全額免除

「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯構成員であり、世帯全員が町民税均等割非課税の場合。

②半額免除

世帯主が次に該当する場合は半額免除となります。

- ・視覚障がいの1級～6級・聴覚障がいの1級～6級
- ・重度の障がい者（身体障がい者1・2級、知的障がい者A1、精神障がい者1級）

- ◆手続き 保健福祉課 福祉係で申請してください。

(5) 信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、長野県内共通の利用証を交付します。

- ◆持ち物 身体障害者手帳、母子手帳等申請者の身体に関する状況がわかる書類
- ◆手続き 保健福祉課 福祉係で申請してください。
※身体障害の状況によっては対象とならない場合もあります



▲利用証
車いす使用者



▲利用証
車いす使用者以外

(6) 各種割引制度

バス運賃	身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方は、乗車時に運転手に手帳を提示すると、5割引になります。あざみ号・スワンバスも割引の対象になります。
鉄道運賃	各駅の乗車券窓口で手帳を提示すると、第1種身体障がい者・第1種知的障がい者が介護者とともに乗車する場合は5割引になります。また、手帳所持者が単独で乗車し、100kmを超える場合も5割引となります。
タクシー運賃	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、乗車時に手帳を提示すると1割引となります。
航空旅客運賃	各航空会社の窓口で手続きをすると、割引されることがありますので、ご確認ください。
有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金	障がい者ご本人が運転される場合は、身体障害者手帳の交付を受けている全ての者、また、障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者が同乗される場合は、第1種手帳所持者に限られますが、減免申請書を提出し認定されると、料金を支払う際に手帳を提示すると5割引になります。(ETCによる割引制度もあります) ただし、登録できる自動車は、障がい者の方1人につき1台です。また、ローン又は長期リースにより自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄又は「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているものについては、割引の対象になりません。
福祉タクシー利用料金助成	身体障害者手帳の1級、2級に該当する者、または、療育手帳A1、A2、B1に該当する者、もしくは、精神障害者福祉手帳1級、2級に該当する者については、タクシー利用する場合にその料金の一部を助成します。(79歳以上の高齢者、または、介護保険における要介護・要支援者の認定を受けている者、79歳未満の運転免許証自主返納者、人工透析を受けている者も対象になります。) ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けられた方は該当しません。

【問い合わせ先】

保健福祉課
福祉係
TEL 27-1111
内線 123

(7) ヘルプマークの配布について

義足や人工関節を使用している方、身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がい、内部障がいのある方、難病の方、妊娠初期の方で、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている町内に在住する方に配布します。

◆**手続**き 保健福祉課 福祉係で申請してください。

(8) ヘルプカードの配布について

障がいのある方や持病のある方の中には、配慮や援助を必要としていることが、外見からはわからない方がいます。そのような方々の援助が得やすくなるよう、意思表示の形として、周囲から助けが必要な時にヘルプカードを利用したい方に配布します。

◆**手続**き 保健福祉課 福祉係、諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスにお越しいただくか、諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスのホームページからダウンロードしてください。



▲ヘルプマーク

【問い合わせ先】

諏訪圏域障がい者
総合支援センター
オアシス
TEL 54-7713
FAX 54-7723
保健福祉課
福祉係
TEL 27-1111
内線 123